

県立友部病院の運営とあり方についての検討会 報告書 概要

友部病院の経営基盤の確立と担うべき精神医療について精査判断するため、病院事業管理者が有識者から意見を聞く場として、平成18年6月21日に第1回の検討会（議長：筑波大学朝田隆教授）を開催し、以降5回にわたり検討を重ねた結果、今後の方向性への指針として提言する。

1. 友部病院が果たすべき役割

精神科救急医療

民間医療機関との機能分担のもとに、急性期治療を主軸として、高度な診断・治療に重点を移すとともに、救急医療体制を強化する必要がある。

児童・思春期医療

児童・思春期医療は、民間病院では行いにくく、政策医療として引き続き充実していく必要がある。

薬物中毒医療

急性期における治療に加え、民間団体等と連携を密にしながら、患者の社会復帰に向けた機能を公的病院として果たしていくことが期待される。

身体合併症医療

複雑化した病態を持つ精神病患者が増加しており、中央病院と協力し、身体合併症医療を効率的に行えるよう、充実を図っていく必要がある。

医療観察法による精神医療

「医療観察法」における指定入院等を唯一の県立医療機関として友部病院が担うかどうかについて、あらためて検討していく必要がある。

その他友部病院が果たすべき役割

研修機能や情報発信機能を充実していくことが求められる。

2. 新病院に向けた改築整備

現施設は老朽化がすすみ、劣悪な療養環境にあり、かつ、非効率な病棟運営を強いられており、施設の改築整備に早急にとりかかる必要がある。

新病院の必要病床数

精神科救急医療	35～40床(1病棟)	重症精神障害者社会復帰医療	60床(1病棟)
急性期精神医療	90床(2病棟)		
精神科身体合併症医療・薬物関連医療	45～50床(1病棟)	「医療観察法」病棟	15床(1病棟)
児童・思春期医療	30床(1病棟)		

今後の施設整備の具体化にあたっては、当検討会の報告を踏まえつつも新病院の基本設計の段階においてさらなる検討を加えるべきものとする。

3. 新病院の建築場所

新病院の建築場所については、中央病院の近辺に整備する場合に加え、現在地に整備する場合の精神医療の長所・短所を勘案し、再度検討を行った。今後の整備の具体化にあたっては、両病院の医療の現状や精神患者の治療療養環境にも配慮しつつ患者の立場に出来るだけ配慮して決定すべきものとする。